

世羅町都市計画審議会立地適正化計画専門部会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、世羅町都市計画審議会条例（平成16年10月1日条例第137号。以下「条例」という。）第4条第2項の規定に基づき、世羅町都市計画審議会（以下「審議会」という。）に立地適正化計画専門部会（以下「専門部会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 専門部会は、条例第4条第3項に基づき町長が任命する専門委員及び審議会会長が審議会委員から指名する委員（以下「委員等」という。）若干人で構成する。

2 前項の構成は、調査の進捗状況に応じて見直すことができる。

(部会長)

第3条 専門部会に部会長を置き、委員等のうちから審議会会長が指名する。

2 部会長は、会務を総理する。

3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 専門部会の会議は、部会長が招集し、会議の議長となる。

2 専門部会は、委員等の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(審議会への報告)

第5条 部会長は、専門部会の調査結果を審議会に報告する。

(庶務)

第6条 専門部会の庶務は、建設課において処理する。

(廃止)

第7条 専門部会は、次の各号のいずれかに該当した場合、廃止するものとする。

(1) 審議会が専門部会の廃止の決議がなされたとき。

(2) 専門部会の調査に係る立地適正化計画の案の審議が、審議会において終了したとき。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が専門部会に諮って定める。

附 則

この告示は、令和5年10月11日から施行する。